平成２７年（フ）第６２４号
兵庫県西宮市屋敷町１番７号　池田ハイツ202号
債務者　井関貴美子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２８号
兵庫県西宮市津門宝津町11番21―401号
債務者　原田　孝志
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５３号
奈良県香芝市穴虫56番地４　グローバル二上駅前501号
債務者　奥村　千晶
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
島根県益田市高津２丁目13番３号、前住所島根県益田市下種町1115番地
債務者　石山　善治
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第５４８号
北九州市八幡西区楠橋西１丁目２番15号
債務者　城山芙美果（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５６１号
北九州市門司区高田２丁目６番３―405号
債務者　渡邉　晴美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５６２号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目６番36号
債務者　江口　正彦
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市上ケ原四番町３番12―401号
債務者　小野　久男
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２号
徳島県海部郡海陽町大里字松原34番地102
債務者　松本モトヱ
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３２７号
宮崎市清水３丁目９番13号　第５永吉清水ハイツ105号
債務者　渡部クニ子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７２１号
神戸市北区筑紫が丘５丁目13番地の９
債務者　寺井　知里
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２１号
兵庫県三田市つつじが丘北４丁目10番地10
債務者　飯伏　博幸
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７２号
神戸市兵庫区浜中町１丁目17番11―1003号
債務者　廣畠　和重
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３９号
新潟県長岡市小国町小栗山637番地
債務者　笠巻　初江
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
山口県下関市彦島江の浦町９丁目８番７号　米沢アパート
債務者　寺田　妙子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第６０３号
熊本市東区小山２丁目24番141号　グランディール小山Ⅱ―102下村勝幸方、住民票上の住所熊本県阿蘇市竹原601番地
債務者　下村　　守
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１号
広島県福山市熊野町甲1387番地13、前住所東京都板橋区大原町11番16―702号
債務者　片岡　真香
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係